

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

再審は、無実の人が救済される最後の砦である。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるもので、冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら後を絶たない。

これまでの再審無罪事件では、再審開始が認められ、無罪となる過程では、常に検察による甚大な妨害が立ちはだかっている。その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことであり、再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められている。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶たない。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであったことは事実で、無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからである。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化された。しかし、再審における証拠開示には何一つルールがなく、証拠が開示されるか否かは、裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられている。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申し立て（上訴）が許されていることである。検察の即時抗告、特別抗告により再審が未だ実現していない事件や再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申し立てにより、審理が長期化した事件もある。

公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇を繰り返すことには、法的な制限を加える必要があることは明白である。

現行の刑事訴訟法の再審規定は、日本国憲法第39条を受けて不利益再審を削除しただけで、大正時代の旧刑事訴訟法のままである。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツも、すでに50年以上前に再審開始決定に対する検察の上訴を禁止し

ている。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行おうとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められている。

以上の趣旨から、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

記

- 1 無実の者を誤った裁判から迅速に救済するため、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正（再審における検察手持ち証拠の全面開示、再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止、再審における手続きの整備）を行うこと。

令和6年12月17日

内閣総理大臣 石 破 茂 様
法 務 大 臣 鈴 木 馨 祐 様

福島県二本松市議会議長 本 多 勝 実